

登録ロゴ使用の手引き

(KM1/2/3/4-K014)



2008年 9月 1日 制定

2012年11月 1日 改訂2版

高圧ガス保安協会（KHK）

ISO審査センター

KHK-ISO審査センターによって品質(医療機器品質含む)、環境、労働安全衛生及び食品安全マネジメントシステムの審査登録を受けた事業所は、登録ロゴを使用することができます。登録ロゴの使用は、本手引きを参照し、これに沿って行ってください。なお、登録企業遵守規定をあわせてご参照ください。

I 登録ロゴ及び認定シンボル使用にあたっての一般事項

1. KHK-I SO審査センターによる品質(医療機器品質の場合を含む。以下同じ。)、環境、労働安全衛生又は食品安全マネジメントシステムの審査登録を受けた事業所は、その登録日から、該当する当センターの登録ロゴを使用することができます。
また、品質、環境又は食品安全マネジメントシステムの審査登録については、その審査登録が当センターのJAB認定範囲内の場合は、当センターの登録日から直ちにJAB認定シンボルも使用することができます。
2. 上記1. の登録ロゴ及び認定シンボルは、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。ただし、その製品自体が当センターの審査登録を受けたかのような誤解を避けるため、登録ロゴ及び認定シンボルを製品自体やその近くに表示することはできません。
3. 登録ロゴ及び認定シンボルは、登録証の付属書に記載された製品／サービスの範囲に関してのみご使用頂けます。その範囲外の製品／サービスに対しても審査登録されているかのような誤解を招く表示や使用はなさないようお願いいたします。
4. 登録事業所が登録の一時停止を受けた場合、その期間中、登録ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。登録の取り消しがあった場合は、それ以降、登録ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。
5. 登録ロゴ及び認定シンボルをご使用になるときは、その付近に必ず、当センターが登録証発行時に付与した登録番号を表示してください。(これにより、登録ロゴ及び認定シンボルの使用者や登録内容の照合が可能になります。)
6. 登録ロゴ及び認定シンボルの色としては、指定のオリジナル色以外に、オリジナルの近似色、黒色、灰色、金色又は銀色をご使用頂けます。ご不明の場合は、当センターにあらかじめご相談ください。
7. 判読できないような小さなものでない限り、登録ロゴ及び認定シンボルのサイズについて定めはありませんが、形状の加工・変更や形状比率変更はできません。
8. 具体的な使用方法等については、IIの「登録ロゴの表示方法及び使用方法」をご覧ください。

II 登録ロゴ及び認定シンボルの表示方法及び使用方法

1. KHK-I S O審査センター登録ロゴのデザイン及び指定色

KHK-I S O審査センター固有の登録ロゴは、本ページ下部に示すものです。当該ロゴを使用する場合は、必ず、当センターが提供するCD-ROMの登録ロゴ清刷（保存形式：①BITMAP、②JPEG及び③ILLUSTRATOR(KHK登録ロゴ:ai形式)）を基にしてください。

清刷の詳細は、図1(本手引き 9ページ)を参照願います。

KHK登録ロゴの指定色は、DIC2601(分解色：C100%+M80%)ですので、通常はこれをご使用ください。ただし、指定色以外にもその近似色、黒色、灰色、金色及び銀色のいずれかをご使用頂けます。これ以外の色のご使用を希望される場合は、あらかじめ当センターにご相談ください。

なお、当該ロゴの色と下地の色とは、明瞭な対比をもたせるようにご注意ください。

2. KHK-I S O審査センター登録ロゴのサイズ

KHK登録ロゴのサイズは拡大・縮小できますが、形状の加工・変更はできません。形状の比率も変えないようにしてください。例えば、長体や斜体にはできません。

縮小する場合、登録番号や文字が肉眼で識別できないような小さなものにしないでください。

3. KHK-I S O審査センターの登録ロゴを使用する場合

3.1 KHK登録ロゴの使用に際しては、本ページ下部に示すようにロゴの直下に、適用規格及び当センターが登録証発行時に付与した登録番号を黒色で必ず明示してください。なお、字体についてはとくに指定はありませんが、当センターでは、ヘルペチカファミリー（ヘルペチカボード）の字体で例示しています。



品質
マネジメントシステム用



環境
マネジメントシステム用



医療機器品質
マネジメントシステム用



労働安全衛生
マネジメントシステム用



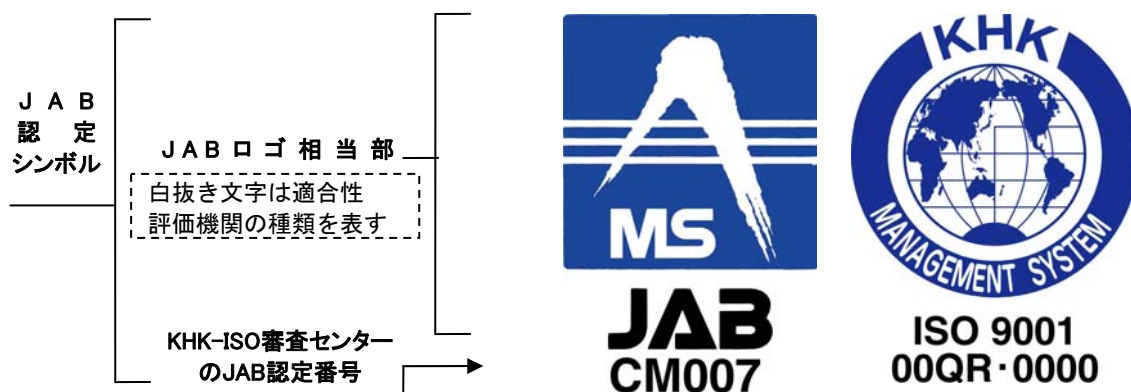
食品安全
マネジメントシステム用

3.2 品質、環境、労働安全衛生及び食品安全マネジメントシステムについて、当センターより複数の審査登録を受けた事業所に限り、適用規格及び登録番号を複合して登録ロゴを使用することができます。デザインの例は下図の通りとなります。他の使用事例は、表1(本手引き 7,8ページ)を参照願います。



4. J A B 認定シンボルを使用する場合

4.1 KHK-I S O 審査センターで受けた品質、環境又は食品安全マネジメントシステムの審査登録が当センターの J A B 認定範囲内の場合は、J A B 認定シンボルも使用することができます。J A B 認定シンボルを使用する場合は、必ず、KHK 登録ロゴと組み合わせてご使用ください。J A B 認定シンボル単独では使用できません。



4.2 J A B 認定シンボルは、上図左側に示すように J A B ロゴ相当部及び J A B 認定番号で構成されます。

4.3 J A B 認定シンボルの指定色は、上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5 / 10、大日本インキ KK DIC579、PANTONE300C 又は その近似色、ウェブサイト上は、印刷用マンセル値その他の色指定コードを R G B 値への変換した近似色）です。サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色がご使用になれます。また、内部の白抜き部（文字含む）は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「J A B」の文字及び認定番号は黒色にて表示してください。認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を、当該印刷で

使用されている同一の色で表示できます。

なお、JAB認定シンボルは、地色との明瞭な対比をもたせて表示するようご注意ください。

- 4.4 JAB認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のJABロゴ相当部及び認定番号のサイズ比を清刷と同じに保ってください。
- 4.5 JAB認定シンボルの直下に、当センターのJAB認定番号(CM007)を、黒色で、必ず表示してください。認定シンボルの大きさは、認定番号までを含め原則として高さ30ミリ以上としてください。名刺等に使用する場合、この認定番号は文字が明瞭に読み取れるようにしてください。縮小することにより、明瞭な表示が困難とならないようご注意ください。なお、字体についてはとくに指定はありませんが、ヘルペチカファミリー(ヘルペチカボード)の字体で例示しています。
- 4.6 JAB認定シンボルを印刷物に用いる場合は、当センターが提供するCD-ROMの登録ロゴ清刷(保存形式:①BITMAP、②JPEG及び③ILLUSTRATOR(JAB認定シンボル:eps形式))を使用してください。清刷の詳細は、図1(本手引き 9ページ)を参照願います。
(いずれも、JABから提供された清刷を元にしてあります。なお、写植の清刷を電子的データに加工・編集し、ウェブサイトその他の電子的媒体に載せることはしないでください。)
- 4.7 JAB認定シンボルは、当センターから提供した清刷を一体の状態で使用し、その各要素(JABロゴ相当部、認定番号)を分解又は省略して個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしないでください。
- 4.8 これらの清刷の保存形式及び解像度は、当センターから提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めたりしないでください。
- 4.9 品質、環境及び食品安全マネジメントシステムの複数の審査登録を当センターにより受けた事業所に限り、JAB認定シンボルと組み合わせて、下図のようにKHK登録ロゴを使用することができます。JAB認定シンボルは下図の通り、必ずKHK登録ロゴと組み合わせてご使用ください。JAB認定シンボル単独では使用できません。他の使用例は、表1(本手引き 7,8ページ)を参照願います。



5. KHK登録ロゴ及びJAB認定シンボルを印刷物、ウェブサイト等に使用する場合、これらの作成を行わせる目的で、当センターが提供した清刷を下請負業者(印刷業者等)に使用させることができます。その際、上記4.の内容を当該下請負業者に守らせてください。なお、この目的以外には、当センターが提供した清刷を他者に提供しないでください。
6. 当センターから提供を受けた清刷の保護及び漏洩防止のため、それら清刷の適切な管理を行ってください。それらを下請負業者に提供した場合は、当該下請負業者に同様に適切な管理を行わせてください。また、当該下請負業者の一覧を備え、当センターが要求した場合は提示するようにしてください。
7. JAB認定シンボルをKHK登録ロゴと組み合わせて使用する意味は、当センターがJABから認定を受けており、貴事業所はその当センターにより審査登録されているということを表すためです。従って、貴事業所が直接JABから認定を受けているとの誤解を生じさせるような方法で認定シンボルを使用しないでください。
8. Iの2.に前述したごとく、KHK登録ロゴ及びJAB認定シンボル(以下、省略して単に登録ロゴと呼びます。)は、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。以下はこれに関する補足説明です。なお、労働安全衛生マネジメントシステムの場合は、KHK登録ロゴのみ使用できます。

8.1 総合カタログ及びパンフレットへの表示

対象製品／サービスのカタログ、パンフレット(会社案内)等に登録ロゴをご使用頂けます。しかしながら、対象外の製品／サービス、組織等を含めた総合カタログの場合は、表紙に登録ロゴを使用すると、登録がそれら対象外の部分にも及ぶと誤解される恐れがあります。

したがって、このような場合は、対象組織(登録範囲に含まれる事業所)における対象製品／サービスのページにのみ登録ロゴを使用するか、登録ロゴの近傍に登録範囲に含まれる事業所及びその事業所の対象製品／サービスを明記するか、あるいは、登録範囲外の対象製品／サービス及び事業所が掲載されている部分の近傍に登録範囲外であることを明記する等の方法により、第三者が登録範囲を誤解する恐れがないようにしてください。

8.2 製品、パッケージ等への表示

製品、製品の包装箱、製品を繰り返し運ぶ容器・車輛等には、その製品自体が審査登録を受けたように誤解される恐れがあるため、ご使用頂けません。

8.3 名刺への表示

名刺にご使用になる場合は、登録事業所内の登録された対象製品／サービスの範囲の業務従事する方々のみ使用することができます。これ以外の方々は、名刺に使用できませんのでご注意ください。

8.4 共用品への表示

登録事業所でご使用になる封筒、レターヘッド、FAX送付状、レポート用紙等にご使用頂けます。

8.5 得意先宛の印刷物への表示

登録事業所でご使用になる注文書、納品書、契約書、販売促進資料等にご使用頂けます。ただし、製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験報告書等へは、製品の保証と誤解される恐れがあるため、ご使用頂けません。

8.6 各種プロモーション用品への表示

登録事業所が作成されるテレホンカード、カレンダー、オレンジカード、キャンペーン用メモ用紙、紙袋、手提げ袋等にご使用頂けます。

8.7 広報関係での表示

ウェブサイト、新聞、雑誌等の広告については、登録事業所及び対象製品／サービスを明記した上でご使用頂けます。

8.8 会社名表示板及び看板への表示

登録事業所内の掲示板等に表示することができます。なお、登録事業所以外の事業所には表示できません。

8.9 その他

上記以外の方法で、登録ロゴの使用又は表示をご希望の場合は、あらかじめ当センター 管理グループまでご連絡ください。

表 1 (その1)

KHK 登録ロゴ及び KHK 登録ロゴに JAB 認定シンボルを併記する場合の使用例





























認証(審査登録) されたマネジメントシステム	KHK登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、 登録番号を明示すること。	JAB認定シンボル + KHK登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、登録番号を明示すること。
品質マネジメントシステム	 ISO 9001 00QR・0000	  ISO 9001 00QR・0000
環境マネジメントシステム	 ISO 14001 00ER・0000	  ISO 14001 00ER・0000
医療機器品質 マネジメントシステム	 ISO 13485 00MR・000	  ISO 13485 00MR・000
労働安全衛生 マネジメントシステム	 OHSAS 18001 00HSR・000	<p>JAB 認定シンボルとの 併記はできません。</p>
食品安全 マネジメントシステム	 ISO 22000 00FSR・000	  ISO 22000 00FSR・000

表 1 (その2)

<p>品質マネジメントシステム + 環境マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 14001 00ER・0000</p>	  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 14001 00ER・0000</p>
<p>品質マネジメントシステム + 医療機器品質 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 13485 00MR・0000</p>	  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 13485 00MR・0000</p>
<p>品質マネジメントシステム + 食品安全 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 22000 00FSR・0000</p>	  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 22000 00FSR・0000</p>
<p>環境マネジメントシステム + 労働安全衛生 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 14001 00ER・0000 OHSAS 18001 00HSR・0000</p>	<p>JAB 認定シンボルとの 併記はできません。</p>
<p>品質マネジメントシステム + 環境マネジメントシステム + 労働安全衛生 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 14001 00ER・0000 OHSAS 18001 00HSR・0000</p>	<p>JAB 認定シンボルとの 併記はできません。</p>

図 1











清刷(認定シンボル・登録ロゴ)CD-ROM中のフォルダ・ファイル構成

フォルダ名		ファイル名称
 参考資料		 清刷のフォルダ・ファイル構成  登録ロゴ・認定シンボル使用例
BITMAP 	 JAB認定 シンボル	 認定シンボル.bmp
	KHK 登録ロゴ 	 KHK登録ロゴ.bmp
	単一MS 認証(例) 	 ISO 9001 00QR-0000 品質.bmp  ISO 14001 00ER-0000 環境.bmp  ISO 13485 00MR-000 医療機器品質.bmp
	KHK 登録ロゴ 	 OHSAS 18001 00HSR-000 労働安全衛生.bmp  ISO 22000 00FSR-000 食品安全.bmp
	複数MS 認証(例) 	 ISO 9001 00QR-0000 ISO 14001 00ER-0000 品質・環境.bmp  ISO 9001 00QR-0000 ISO 13485 00MR-000 品質・ 医療機器品質.bmp  ISO 14001 00ER-0000 OHSAS 18001 00HSR-000 環境・ 労働安全衛生.bmp  ISO 14001 00ER-0000 ISO 22000 00FSR-000 環境・ 食品安全.bmp  ISO 9001 00QR-0000 ISO 14001 00ER-0000 ISO 22000 00FSR-000 品質・環境・ 食品安全.bmp  ISO 9001 00QR-0000 ISO 14001 00ER-0000 OHSAS 18001 00HSR-000 品質・環境・ 労働安全衛生.bmp  ISO 9001 00QR-0000 ISO 22000 00FSR-000 品質・ 食品安全.bmp  ISO 9001 00QR-0000 ISO 14001 00ER-0000 ISO 22000 00FSR-000 OHSAS 18001 00HSR-000 品質・環境・ 労働安全衛生・ 食品安全.bmp
	JPEG	「BITMAP」とフォルダ・ファイルの配置・数は同じです。 保存形式が異なり(拡張子:jpg)、BITMAPより低解像度のため ホームページ等ウェブ掲示向きです。
	高解像度データ (ILLUSTRATOR)	 JAB認定 シンボル.eps  KHK 登録ロゴ.ai KHK登録ロゴ及びJAB認定シンボルの高解像度データです。 専用のソフトが無いとデータを開くことはできません。 (デザインデータを扱う専門業者であれば開くことができます) 最も鮮明な印刷が可能です。

(参考) (旧)登録ロゴ・(旧)認定シンボルについて

登録ロゴ及び認定シンボルのこれまでの変遷は以下の通りです。
 (旧)登録ロゴ及び(旧)認定シンボルをお使いの場合は、使用期限を過ぎておりますので、現行の登録ロゴ及び認定シンボルに変更をお願いします。

認定シンボル及び登録ロゴの変遷

	(旧)認定シンボル①	(旧)認定シンボル②	現在
JAB 認定 シンボル (QMS)			
使用期限	(~2008年9月14日)	(~2011年5月21日)	
JAB 認定 シンボル (EMS)			
使用期限	(~2011年5月21日)		
	(旧)登録ロゴ		現在
KHK 登録ロゴ	 品質マネジメントシステム  医療機器品質マネジメントシステム	 環境マネジメントシステム  労働安全衛生マネジメントシステム	 《適用規格 (ISO9001) KHK 登録番号》 《適用規格 (ISO14001) KHK 登録番号》 《適用規格 () KHK 登録番号》
使用期限	(~2011年5月21日)		

<お問い合わせは下記へ>

KHK-I S O 審査センター 管理グループ

〒105-8447 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

TEL : 03 - 5405 - 1160

FAX : 03 - 5405 - 4890